

法人名:産業技術総合研究所

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口 当たりの金額、もしくは最低限の 金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
公益社団法人応用物 理学会	学会参加費	2,071,700		2013/4/25- 2013/9/26		公社	国所管
公益社団法人化学工 学会	学会参加費	133,778		2013/6/6- 2013/9/26		公社	国所管
公益社団法人高分子 学会	学会参加費	374,900		2013/5/23- 2013/9/26		公社	国所管
公益社団法人日本化 学会	学会参加費	107,000		2013/6/20- 2013/9/26		公社	国所管
公益社団法人日本地 球惑星科学連合	学会参加費	1,395,000		2013/6/6- 2013/9/26		公社	国所管
	論文別刷(投稿)代	257,500		2013/6/13- 2013/9/26		公社	国所管
公益社団法人日本分 析化学会	学会参加費	146,000		2013/5/23- 2013/9/26		公社	国所管
公益社団法人日本顕 微鏡学会	学会参加費	114,000		2013/6/13- 2013/9/26		公社	国所管

**【記載要領】**

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。